

医政歯発0408第1号  
医政看発0408第1号  
平成28年4月8日

各都道府県衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医政局看護課長  
（ 公 印 省 略 ）

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」の一部改正並びに「歯科衛生士の業務従事者届記載要領」及び「歯科技工士の業務従事者届記載要領」の制定について

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）のそれぞれに規定する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届については、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第91号）が平成28年4月8日に公布及び施行され、それらの様式が改正されたところです。

これに伴い、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届については「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」（平成14年3月29日付医政看発第0329001号厚生労働省医政局看護課長通知）の一部を別紙1のとおり改正し、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届についてはそれぞれ「歯科衛生士の業務従事者届記載要領」及び「歯科技工士の業務従事者届記載要領」を別紙2及び3のとおり定めましたので、貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いします。

○厚生労働省令第九十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十三条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項及び歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

(歯科技工士法施行規則の一部改正)  
**第二条** 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第二項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍及び」を削る。  
 様式第三号を次のように改める。

歯科技工士業務従事者届

氏名	住所	性別	年齢	歳
		歯科技工士名簿登録		
		番号	年月日	
業務に従事する場所				
備考				

様式第三号(第五条関係)

- (注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。  
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。  
 3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。  
 4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

(歯科衛生士法施行規則の一部改正)  
**第三条** 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。  
 第九条第二項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍及び」を削る。  
 様式第五号を次のように改める。

歯科衛生士業務従事者届

氏名	住所	性別	年齢	歳
		歯科衛生士名簿登録		
		番号	年月日	
業務に従事する場所				
備考				

様式第五号(第九条関係)

- (注意) 1. 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。  
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。  
 3. 改正法附則第2条に規定する厚生大臣の告示する日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

歯 医  
 しの 員 会 が、 公 衆 の 日 本 人 員 に 対 し、

## 歯科技工士の業務従事者届記載要領

## 1 基本事項

## (1) 氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢(届出を行う年の12月31日現在における満年齢)を記入すること。

## (2) 性別

該当する性別を記入すること。

## (3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

## (4) 登録番号・登録年月日

昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

## 2 業務に従事する場所

## (1) 一般事項

- ① 該当する数字を○で囲むこと。
- ② 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

## (2) 業務に従事する場所の説明

## ① 歯科技工所

歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

## ② 病院又は診療所

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務する者であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工士の業務に従事している者

## ③ 歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

## ④ 事業所

1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)において業務に従事している者

## ⑤ その他

1から4に該当しない場所において業務に従事している者

## (3) 所在地・名称

① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

### 3 その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科技工士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科技工士学校養成所、研究機関など、歯科技工士の専門的知識を用いて歯科技工士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとする。